

「県立病院改革プラン(骨子案)」に対する欠席委員からの御意見

【病院経営について】

公立病院であっても、一企業として、経営の改善や患者サービスの向上など、不断の経営努力を重ねる必要がある。

そのためには、経営責任を明確にするとともに、県からの繰入金等に依存することなく、独立採算制を当然として、緊張感を持って経営に当たるべきである。

現行の経営形態では、必要な部門に病院の判断で職員を配置することができないなど、非常に硬直した印象を受ける。

近年、医療を取り巻く環境が急激に変化している中で、機動的な病院経営が求められており、地方自治法などにより制約を受けるようでは、今後の環境変化へ対応することは極めて困難であると考ええる。

【経営形態について】

地方独立行政法人の非公務員型は、県とは別の法人格を持つ組織であり、理事長に経営に関する権限が付与されることで、経営責任が明確となり、より柔軟かつ効率的な病院運営が可能となることから、県立病院の新たな経営形態として最もふさわしいと考える。

地方独立行政法人であれば人事・予算について自由度が増し、医師や看護師などの採用についても柔軟に行うことができると考えられるほか、医療機器の更新や整備についても病院の裁量が広がることが期待できる。

なお、経営努力へのインセンティブとして、経営状況が良好な診療科などには、優先的に機器の整備・更新を行うなどの取組を行うことで、医療スタッフについても経営への参画意欲が高まるのではないかと考える。

また、公務員型・非公務員型の選択に当たっては、こころの医療センターにおける指定入院医療機関の整備の取組の方向性のみならず、いずれの型が医療スタッフの人事交流がより容易になるか等、他の視点からの検討も必要であると考ええる。

【経営形態を見直す際の留意点について】

地方独立行政法人は、企業として効率的な運営を行うことが求められるが、県は、不採算医療に要する経費等について、負担する範囲や基準をあらかじめ厳格にルール化するとともに、法人の設置者として、そのルールに則り適切に予算措置を行う必要がある。

今後、経営形態の移行に向けては、移行後の経営効率化の手法や、移行コストを含む収支の見通しについて十分に検討されたい。

経営形態の見直しについて、病院職員が不安に感じることは見込まれることから、積極的な情報提供や意見交換を行い、職員の十分な理解を得るとともに、経営の改善や患者サービスの向上に対する病院職員の努力に報いるような仕組みを検討されたい。

経営形態の移行に当たっては十分な準備期間を設け、病院職員に対しては、しっかりと周知を行うなど、円滑な移行に努められたい。